

食のコミュニケーション円卓会議

代表 市川まりこ様

遺伝子組換え作物リーフレットに関する御質問について

日頃より食のコミュニケーション円卓会議様におかれましては、農林水産行政に関するご助言をいただき、ありがとうございます。先般、5月15日付でいただきましたご質問につきまして、回答させていただきます。

遺伝子組換え農作物につきましては、各省とも連携しつつ、食品安全基本法、食品衛生法、飼料安全法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）等に基づき、国際ルールに準拠して、食品や飼料としての安全性、生物多様性への影響を評価し、問題のないものについて栽培、流通等を承認するなどの制度の運用を行っております。

この問題については、様々な御意見があることは十分承知しており、国民の皆様に、制度の内容や、最新の科学的知見等を正確かつ客観的にお伝えし、国民の皆様の御意見等があれば、丁寧かつ真摯な対応をしていくことが大切であると考えております。

一方でこれまで利用してきた説明資料の一部に、表現振りが必ずしも客観的とはいえないものが含まれていることが判明したことから、各種説明資料等について点検を行うことといたしました。

速やかに点検を行い、点検・改訂を終えた物から提供を再開することとしております。

何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成22年5月28日

農林水産省農林水産技術会議事務局
技術政策課長 横田敏恭